

改修内容	紹介予定派遣個別契約書に「試用期間の取り扱い」「労働者を雇用しようとする者の名称」欄を追加する。
経緯・目的	紹介予定派遣個別契約書に記載が必要な事項の追加のため。

分類マスタ

▼ ①-1
バージョンアップ時、以下の内容を新規追加する。

大分類NO8010「紹介予定派遣」下
中分類「試用期間の取り扱い」
分類NO60
基本タブ 表示区分 案件(案件分類)
必須区分 しない

中分類「試用期間の取り扱い」下
分類名「あり」
分類NO10
基本タブ 表示区分 案件(案件分類)
検索名 ブランク
備考形式 文字列

中分類「試用期間の取り扱い」下
分類名「なし」
分類NO20
基本タブ 表示区分 案件(案件分類)
検索名 ブランク
備考形式 文字列

以下の新規テンプレート追加する。
 ・ 紹介予定派遣個別契約書_2025_rev1.xlsx

④-1、④-2の改修は、「紹介予定派遣個別契約書_2025_rev1.xlsx」に追加する。

紹介予定派遣個別契約書_2025_rev1.xlsx

派遣元事業所及び責任者	(TEL) 045-1234-5678
特約事項	
紹介予定派遣に関する事項	1.甲の事由により雇用関係が成立しなかった場合は、乙の求めに応じその理由を書面にて明示する。 2.甲が雇用する場合に予定される雇用契約期間の定め： 有り。 (サンプル文章) 3.甲が雇用する場合の年次有給休暇の取扱い： 当該派遣期間を勤務期間に算入しない。 ④-1 ④-2 4.甲が雇用する場合の退職金の取扱い： 支給する場合においては当該派遣期間を勤務期間に算入しない。
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	派遣先は、派遣元と労働者派遣契約中の派遣労働者を直接雇用してはならない。 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用しようとするときは、派遣先は派遣元に予めその旨を通知しなければならない。派遣先による派遣労働者の直接雇用が、派遣元と当該派遣労働者間での雇用契約の解消をもちあすときは、派遣先は職業紹介を行うことが可能な場合は職業紹介により紹介手数料を支払うこと、その他の対策については派遣先は派遣元と誠意をもって協議しなければならない。
派遣労働者の限定	無期雇用派遣労働者、60歳以上の者に限定する
派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別	<input type="checkbox"/> 協定対象労働者に限定 <input checked="" type="checkbox"/> 限定なし
本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。 2022 年 12 月 1 日	
(甲) 神奈川県横浜市港北区篠原西町	(乙) 東京都中央区日本橋〇〇町1-2-3
印	印
<small>労働者派遣事業許可(許可年月日)： 派01-23456 (2008年1月1日) 有料職業紹介事業許可(許可年月日)： 12-7-345678 (2008年1月1日)</small>	

▼ ④-1
 紹介予定派遣個別契約書テンプレート「紹介予定派遣に関する事項」欄に「試用期間に関する事項」を追加する。

以下の形式で出力する。

「5.甲が雇用する場合の試用期間の取扱い： []」

中分類「試用期間の取扱い」名と、
 中分類「試用期間の取扱い」備考を出力する。

▼ ④-2
 紹介予定派遣個別契約書テンプレート「紹介予定派遣に関する事項」欄に「労働者を雇用しようとする者の名称」欄を追加する。

以下の形式で出力する。

「6.労働者を雇用しようとする者の名称： 」

印刷範囲外項目得意先名1+得意先名2+得意先名3(DC6~8)を出力する。

※新しい紹介予定派遣個別契約書のテンプレートを使用する場合は、
 帳票設定から「紹介予定派遣個別契約書_2025_rev1.xlsx」を使用する設定を、
 お客様で行う必要があります。

改修後イメージ

紹介予定派遣に関する事項	1.甲の事由により雇用関係が成立しなかった場合は、乙の求めに応じその理由を書面にて明示する。 2.甲が雇用する場合に予定される雇用契約期間の定無し。 3.甲が雇用する場合の年次有給休暇の取扱い 当該派遣期間を勤務期間に算入しない。 4.甲が雇用する場合の退職金の取扱い 支給する場合においては当該派遣期間を勤務期間に算入しない。 5.甲が雇用する場合の試用期間の取扱い： 小分類名 [備考欄] 6.甲が雇用しようとする者の名称： 得意先名1+2+3
--------------	---